

 農中信託銀行株式会社

さらに詳しくお知りになりたい方は、下記代理店にご相談ください。

お問い合わせ先：遺言信託代理店

※当代理店が行う遺言信託代理業務は、契約締結の媒介です。

2025年11月1日現在

JAの

遺産 整理 業務

煩雑な相続手続きを
ご遺族に代わってサポートします

 農中信託銀行株式会社

煩雑な相続手続きを ご相続人に代わってお手伝いいたします

ご家族が亡くなられ、ご遺族が悲しみにくれるなか、
さまざまな相続手続きが発生します。

役所への届出や金融機関への残高証明書の発行依頼から財産調査、
遺産の分割協議や財産の名義変更、相続税の納付など
慣れない手続きでご遺族にかかる負担は思いのほか大きいものになります。

このように、遺産相続の手続きは、
専門的な知識や多くの手間と時間を要するものです。

相続にともなう数々の問題について不安をお持ちの方に、
確かな知識と経験を持つ「JAの遺産整理業務」(*)をおすすめいたします。

目次

はじめに

- このような方におすすめ 1
- こんなにもある!主な相続の手続き 2
- 法定相続人と法定相続分 4
- 協議による遺産分割 5

JAの遺産整理業務

- JAの遺産整理業務の流れ 6
- JAの遺産整理業務の費用 8
- 相続手続き・申告手続きに必要な書類 9

相続の豆知識

- 協議による遺産の分割 10
- 遺産分割協議書(作成例) 11
- 相続税の申告・納付について 12

(※)「JAの遺産整理業務」とは、JA・信連が遺言信託代理店として取扱う農中信託銀行の遺産整理業務です。農中信託銀行は、JAの信用事業の全国機関である農林中央金庫100%出資の信託銀行であり、JA・信連が行う遺言信託代理業務は契約締結の媒介です。

このような方におすすめ

「遺産整理業務」が**お役に立つ**のは、
このような方です。

相続手続きは煩雑で何から手をつけてよいかわからない方

公的機関への各種お届出や、
預貯金・株式等の名義変更、相続税の申告や納付など、
手続きの種類も多く、
また提出すべき書類等も煩雑です。

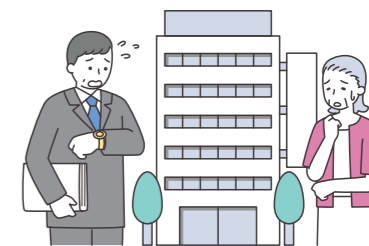


ご多忙で遺産の名義変更などの手続きができない方

相続手続きは、限られた期間内に
多くの公的書類を必要とします。

詳しくは「こんなにもある!主な相続の手続き」P.2

また金融機関ごとに相続手続きが異なるなど、
働いている方や、ご高齢の方にとっては
大きな負担になります。



JAの遺産整理業務に関する留意事項

遺産整理業務をお引き受けできない場合もありますので、ご注意ください。

- 農中信託銀行でお引き受けする財産は、相続開始時に日本国内に有する財産を対象とします。
- 信託銀行は、**相続についての紛争の調停を行うことはできません。**
- 税理士、司法書士が行う業務については、それらの専門家にご相談ください。

※上記以外にもお引き受けできない場合があります。詳しくは農中信託銀行または遺言信託代理店にお問い合わせください。

こんなにもある！ / 主な相続の手続き

相続に関する手続きは、想像以上に多くの対応が求められます。



(2025年4月1日現在)

葬儀・法要等 ^(※1)	日数	主な諸手続き ^(※2)		税金関係	財産相続関係			
		手続事項	手続窓口		手続事項	手続窓口		
通夜・葬儀 初七日法要	相続発生 ↓ 7日	【7日以内】 ● 死亡届 ● 年金受給者死亡届 国民年金：死亡日から14日以内 厚生年金：死亡日から10日以内	市区町村役場 年金事務所または年金相談センター	● 葬儀費用の領収書等の整理・保管	● 遺言書の有無確認	相続人の調査・確定	● 被相続人・相続人全員の戸籍謄本等収集 ● 相続人全員の印鑑登録証明書の収集	市区町村役場 市区町村役場
香典返し 四十九日法要 納骨	↓ 14日 ↓ 3か月	【14日以内】 ● 世帯主変更届 ● 国民健康保険資格喪失届 ● 介護保険資格喪失届	市区町村役場 市区町村役場 市区町村役場	● 相続税申告に必要な書類収集	● 遺言書の有無確認 【3か月以内】 相続放棄または限定承認	相続財産の調査・確定	不動産 ● 登記事項証明書、公図等収集	法務局
形見分け	↓ 4か月 ↓ 10か月	相続発生後速やかに	公共料金各社	【4か月以内】 準確定申告 (所得税・消費税の申告・納付)			金融資産 ● 預貯金残高証明書等収集	金融機関
		返却 ● 運転免許証 ● パスポート	所轄警察署など パスポートセンター		【10か月以内】 相続税の申告・納付	その他 ● その他の各書類等収集	適宜	
		請求 ● 死亡共済金、死亡保険金 ● 遺族年金・寡婦年金 ● 死亡一時金 ● 未収年金 ● 葬祭費 ● 埋葬料	JA、生命保険会社 市区町村役場または年金事務所または年金相談センター 市区町村役場 健康保険組合など	● 納税猶予、物納の申告		● 遺産の分割協議と協議書の作成	遺産の分割手続き	● 登記申請書の作成・提出 ● 不動産の名義変更 ● 預貯金の解約・名義変更 ● 株式や投資信託の解約・名義変更

(※1) 葬儀・法要等のスケジュールは、主に仏式の場合の一例です。(※2) 手続書類名等は、市区町村によって異なります。

Point 相続登記の申請義務

「相続登記」とは、相続した土地・建物について、不動産登記簿の名義を変更することです。相続により不動産を取得した相続人は、その**取得を知った日から3年以内に相続登記をすることが義務付け**られています(2024年4月1日施行)。正当な理由がなく、登記を怠った場合10万円以下の過料の対象となります。

なお期限内に相続登記の申請が難しい場合は、「相続人申告登記」により簡易に義務を履行することも可能です。**〈2024年4月1日より前に相続した不動産について〉**相続登記がされていないものについては、義務の対象になります。この場合、**2027年3月31日までに相続登記**を行う必要があります。

法定相続人と法定相続分

民法では、**相続人とその相続分**について規定しています。

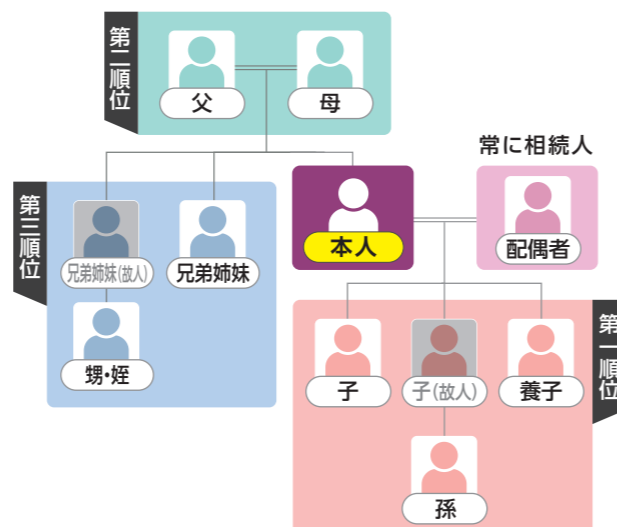
法定相続人と法定相続分

民法では相続人とその相続分について、以下のような制度が設けられています。遺産分割の際に、遺言書がないときや、相続人の協議が調わないときは、家庭裁判所に調停・審判してもらうことになり、その場合は法定相続分が基準になります。

法定相続分と遺留分

相続人	法定相続分	遺留分
配偶者のみ	全部 (1/1)	1/2
配偶者と子(孫)	配偶者 1/2 子(孫) 1/2	配偶者 1/4 子(孫) 1/4
配偶者と父母(祖父母)	配偶者 2/3 父母(祖父母) 1/3	配偶者 1/3 父母(祖父母) 1/6
配偶者と兄弟姉妹(甥・姪)	配偶者 3/4 兄弟姉妹(甥・姪) 1/4	配偶者 1/2 兄弟姉妹(甥・姪) なし
子(孫)のみ	全部 (1/1)	1/2
父母(祖父母)のみ	全部 (1/1)	1/3
兄弟姉妹(甥・姪)のみ	全部 (1/1)	なし

法定相続人の範囲と順位



(※) 異父兄弟姉妹(甥・姪)または異母兄弟姉妹(甥・姪)の法定相続分は、通常の兄弟姉妹(甥・姪)の法定相続分の1/2です。

特別受益

遺贈、婚姻・養子縁組のための持参金、または生計の資本としての生前贈与などは遺産分割に際し、調整されることになっています。

寄与分

共同相続人のうち、遺言者の事業に関する労務の提供、財産上の給付、療養看護などにより、被相続人の財産の維持・形成に特別寄与した人は、遺産を分割する前に相続人全員の協議を経たうえで、寄与分として遺産の中から相当分を取得することもできます。

特別寄与料

2019年7月1日以降の相続に関しては、相続人以外の親族が被相続人の介護等を行った場合、一定の要件のもとで、相続人に対して請求するものです。

遺留分

相続人が当然取得できるものとして、民法が保障している最低限度の相続分を「遺留分」といいます。生前贈与・遺言でこの遺留分を侵害してもその贈与・遺言は無効とはなりません。侵害された相続人は侵害した他の相続人などに対し、その侵害された部分を請求できます。**遺留分は兄弟姉妹(甥・姪)には認められていません。**

協議による遺産分割

遺言書がない場合、相続人全員の協議により**遺産の分け方を決定**します。

遺言書がない場合、遺産の分割は相続人全員で協議のうえ、決めることになります。その際には、相続人全員が合意した内容を記載した「**遺産分割協議書**」を作成します。

遺産分割協議書作成の流れ

1 相続人の確定

- 遺産分割協議を行うためには、まず、協議に参加しなければならない相続人を確定します。
- 相続人を確定させるためには、被相続人の戸籍謄本などを取り寄せて確認します。

2 遺産の範囲・財産の確定

- 「遺産分割の対象となる財産はどれか」「この財産の価額はいくらか」など、被相続人が所有していた財産を調べて確定させます。
- 財産は、現金・預貯金・不動産といったプラスの財産だけではなく、借入金・ローンといったマイナスの財産もすべて把握する必要があります。

3 特別受益・寄与分の調整

- 遺産分割協議の際、相続人全員の合意により、特別受益や寄与分を考慮した分割を行うことがあります。

※特別受益や寄与分について 詳しくは「法定相続人と法定相続分」P.4 をご参照ください。

4 遺産の分割協議と合意

- 相続人と相続財産が確定した段階で、相続人全員で遺産の分割協議を行います。
- 具体的に「誰が、何を取得し、負担するか」などについて、相続人全員の合意が必要となります。

5 「遺産分割協議書」の作成

- 遺産の分割協議で相続人全員の合意が得られた内容を書面にします。
- 相続人全員が署名、実印を押印し、「遺産分割協議書」を作成します。

※遺産分割協議書については、 詳しくは「遺産分割協議書〈作成例〉」P.11 をご参照ください。



特別代理人の選任手続きが必要な場合

未成年者や判断能力が低下している方が遺産分割協議に参加する場合には、「特別代理人」の選任手続きが必要になる場合があります。



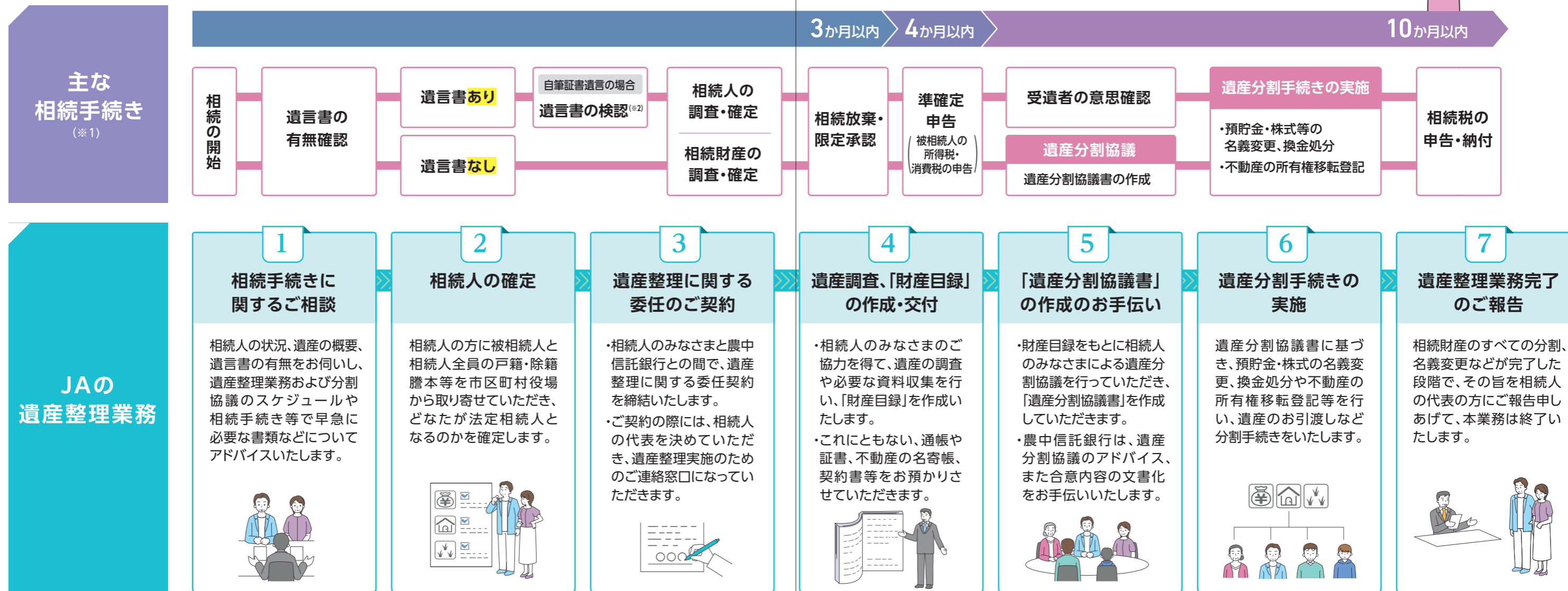
JAの遺産整理業務の流れ

遺産分割のご相談から財産目録の作成・遺産分割手続きなどを行うサービスです。

相続税の申告と納付は、**被相続人の死亡日の翌日から10か月以内**に行わなければなりません。



相続手続きとJAの遺産整理業務の流れ



(※1) 相続手続きの流れは、一般的な内容を記載しています。お客様の遺産内容等により、お手続き内容や時期は変更します。(※2) 法務局による遺言書の

保管制度を利用している場合は、検認不要です。

「遺言執行履行補助」とは、遺言執行者が指定されている公正証書遺言等がある場合に、遺言執行に関する手続きのお手伝いをさせていただくサービスです。
原則として、遺言執行者とのご契約となります。詳しくは、農中信託銀行または遺言信託代理店にお問い合わせください。



ご留意事項

- 遺言書に遺言執行者の指定があること、もしくは遺言執行者選任の申立が適切になされていることが前提となります。
- 実現が困難な遺言書でないこと、相続人、受遺者の協力が得られること、また遺言解釈に疑義がないことが必要となります。
- 遺言書の記載のみに基づき、すべての財産について、換金・名義変更等、遺言執行手続きが可能であることが必要となります。
- 一部の財産のみを対象とした遺言の場合、遺言書記載以外の財産は業務対象外となります(他の財産の分割協議に与える影響について農中信託銀行は責任を負いません)。
- 遺言執行者の方が、執行者として役割・職務を十分に理解していただいていることが必要となります。
- 農中信託銀行が作成する諸表・書類は、相続人全員に送付されることを事前に了解していただくことが必要となります。

JAの遺産整理業務の費用

JAの遺産整理業務では以下の費用を申し受けます。

農中信託銀行が申し受ける費用

(2026年4月1日現在)

手続き完了時

(消費税等10%込)

内容	手数料	
遺産整理手数料	相続税評価額 ^(※1) による遺産整理対象財産額に、以下の率を乗じた額 ^(※2) の合計額 ^(※3) に1.10を乗じた額(消費税額を加算)	
農中信託銀行およびJA・信連・農林中央金庫にお預け入れまたはお取扱いの預貯金、投資信託、国債、金融債券、出資金、建物更生共済等に対して	0.24%	
その他の財産に対して (消極財産は含みません)	5,000万円以下の部分	1.60%
	5,000万円超 1億円以下の部分	1.20%
	1億円超 2億円以下の部分	0.80%
	2億円超 3億円以下の部分	0.64%
	3億円超 5億円以下の部分	0.48%
5億円超 10億円以下の部分	0.40%	
10億円超 の部分	0.24%	
最低手数料額	880,000円	

(※1) 宅地等については、小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例の適用を受ける前の価額とします。

(※2) 円未満切捨て (※3) 千円未満切捨て

中途解約時の取扱い

農中信託銀行に帰責性のない事由により遺産整理業務に関する委任契約が終了する場合、遂行度合いに応じて下記手数料(消費税込み)を申し受けます。

(消費税等10%込)

内容	手数料
相続財産目録の交付前のとき	330,000円
相続財産目録の交付後のとき	遺産整理手数料の50%に1.1を乗じた額 + 330,000円
受任者が委任対象財産のすべてについて名義書換後および換金手取金を受領した後のとき	遺産整理手数料の70%に1.1を乗じた額 + 330,000円

その他お客さまにご負担いただく費用

- 戸籍・除籍謄本、固定資産評価証明書、名寄帳、登記事項証明書等の取り寄せ費用
- 預貯金等残高証明書交付手数料
- 不動産相続登記等名義変更の費用
- 相続税申告等にかかる税理士報酬など

相続手続き・申告手続きに必要な書類

主な必要書類は以下のとおりです。

お手続きに必要な主な書類

	書類名	入手先
被相続人に関するもの	<input checked="" type="checkbox"/> 除籍謄本(出生日以降すべて)	・本籍地の市区町村役場
	<input checked="" type="checkbox"/> 改製原戸籍謄本	・被相続人の父母の本籍地の市区町村役場
	<input checked="" type="checkbox"/> 住民票除票または戸籍の附票	・相続開始時の住所の市区町村役場
相続人に関するもの	<input checked="" type="checkbox"/> 戸籍謄本(全部事項証明書)	・本籍地の市区町村役場
	<input checked="" type="checkbox"/> 印鑑登録証明書	・住民登録地の市区町村役場
	<input checked="" type="checkbox"/> 戸籍の附票または住民票(マイナンバー記載のないもの)	・住民登録地の市区町村役場
不動産に関するもの	<input checked="" type="checkbox"/> 不動産登記簿謄本(登記事項証明書)	・法務局
	<input checked="" type="checkbox"/> 土地の図面(公図)	・法務局
	<input checked="" type="checkbox"/> 土地・建物固定資産評価証明書、名寄帳	・所在地の市区町村役場
金融資産に関するもの	<input checked="" type="checkbox"/> 不動産賃貸借契約書	
	<input checked="" type="checkbox"/> 預貯金残高証明書(既経過利息計算書含む)	・JA、銀行、信用金庫等金融機関
	<input checked="" type="checkbox"/> 債券残高証明書(取引報告書)	・発行機関等
共済(保険)に関するもの	<input checked="" type="checkbox"/> 株式保管証明書(株式等の明細書)	・証券会社、証券代行機関等
	<input checked="" type="checkbox"/> 生命共済(保険)金支払い明細書	・JA、保険会社等
その他財産に関するもの	<input checked="" type="checkbox"/> 共済(保険)名義変更等請求書	・JA、保険会社等
	<input checked="" type="checkbox"/> ゴルフ会員権	・ゴルフ場等
債務に関するもの	<input checked="" type="checkbox"/> 未収年金の明細、退職金支払明細書	・年金事務所、勤務先等
	<input checked="" type="checkbox"/> 借入金明細書	・JA等借入金金融機関
	<input checked="" type="checkbox"/> 未払金の明細	
	<input checked="" type="checkbox"/> 葬儀費用の明細	・JA、葬儀社等

上記以外の書類が必要になる場合がありますので、あらかじめ農中信託銀行または遺言信託代理店にご確認をお願いいたします。

〈作成例〉

遺産分割協議書

見本

被相続人 農協太郎(令和〇年〇〇月〇〇日死亡)の遺産について、同人の相続人全員において分割協議を行った結果、次のとおり遺産を分割し取得することに決定した。

1. 相続人 農協稲子が取得する遺産

(1) 土地(自宅)

所在地 〇〇市〇〇町〇丁目
 地番 〇番〇
 地目 宅地
 地積 〇〇.〇〇㎡

(2) 建物(自宅)

所在地 〇〇市〇〇町〇丁目〇番地
 家屋番号 〇番〇
 種類 居宅
 構造 木造瓦葺2階建
 床面積 1階 〇〇.〇〇㎡ 2階 〇〇.〇〇㎡

(3) 上記建物内に存する家財一式

(4) 〇〇農業協同組合〇〇支店 定期貯金 番号〇〇 額面金額 〇,〇〇〇万円

2. 相続人 農協一郎が取得する遺産

(1) 土地(農地)

所在地 〇〇市〇〇町〇丁目
 地番 〇番〇
 地目 田
 地積 〇〇㎡

(2) 土地(農地)

所在地 〇〇市〇〇町〇丁目
 地番 〇番〇

4. 相続人 田花康子が取得する遺産





〇〇農業協同組合〇〇支店 定期貯金 番号〇〇 額面金額 〇,〇〇〇万円

5. 本協議書に記載なき遺産および後日判明した遺産は、相続人 農協稲子が取得する。

6. 相続人 農協一郎は、被相続人 農協太郎の借入金その他の債務および葬儀費用の一切を負担する。

上記のとおり、相続人全員による遺産分割の協議が成立したので、これを証明するため本書を作成し署名押印のうえ各自を保有する。

令和〇年〇〇月〇〇日

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号 農協稲子 
 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号 農協一郎 
 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号 農協次郎 
 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号 田花康子 

協議による遺産の分割

遺産分割協議

亡くなられた人が遺言書を残していない場合は、法定相続人全員で協議のうえ、合意した内容で遺産分割協議書を作成し、相続財産を分割します。相続人全員が合意しない限り、遺産分割協議は成立しません。**相続税の申告期限内に遺産分割協議を成立させないと、相続税の申告・納付に影響が生じます。**

●遺産分割の種類

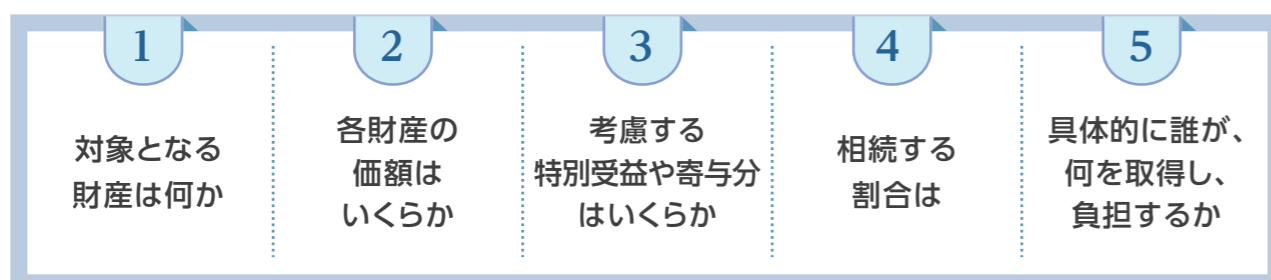
	種類	内容
遺言書がある場合	指定分割	被相続人が遺言書で指定した分割内容で相続する
遺言書がない場合	協議分割	相続人全員の話し合いで分割内容や方法を決める
遺産分割協議不成立の場合	調停	家庭裁判所の調停で合意を目指す
調停で合意できない場合	審判	家庭裁判所が遺産調査や証拠をもとに分割する

●遺産分割の方法

遺産分割には、以下4つの方法があります。農地などの不動産は分割できずトラブルになる可能性もあるため、あらかじめ適切な遺産分割方法を準備しておく安心です。

分割方法	内容
現物分割	相続財産を現物のまま分割する
換価分割	相続財産を売却してその代金を各相続人に分割する
代償分割	本来の相続分以上の財産を取得した相続人が、他の相続人に差額などを金銭で支払う
共有分割	相続人全員で相続財産の一部または全部をそのまま共有する

遺産分割にあたって、十分に検討すべき事項



など

相続税の申告・納付について

相続税の申告・納付は、10か月以内に

相続税の申告をする必要がある場合には、**相続の開始があったことを知った日(通常の場合は、被相続人が亡くなった日)の翌日から10か月目の日まで**に、被相続人の住所地を所轄する税務署に相続税の申告書を提出するとともに、納付税額が算出される場合には、納税しなければなりません。申告書の提出期限に遅れて申告と納付をした場合には、原則として加算税および延滞税がかかります。

●相続税の申告が必要な人

相続財産の課税価格が基礎控除額を超える場合には、相続税がかかります。特例制度等^(※)により、相続税がかからない場合でも基礎控除額を超える場合は、申告の必要があります。

$$\text{相続税の基礎控除額} = 3,000\text{万円} + (600\text{万円} \times \text{法定相続人の数})$$

(※) 相続税の主な特例

以下の特例を適用するためには、相続税の申告書を申告期限内に提出する必要があります。

小規模宅地等の特例	被相続人または被相続人と生計を一にしていた被相続人の親族の事業の用または居住の用に供されていた宅地等がある場合には、一定の要件の下に、相続税の課税価格に算入すべき価額の計算上、一定割合を減額します。
配偶者の税額軽減	被相続人の配偶者の課税価格が「1億6,000万円まで」か、配偶者の「法定相続分相当額まで」であれば、配偶者に相続税はかかりません。
農地の納税猶予の特例	農業を営んでいた被相続人から農地等を相続し農業を継続して営む場合には、一定の要件の下に、本来の相続税額のうち農業投資価格を超えた部分に対応する相続税額が猶予されます。

●相続税が課せられる財産

1 被相続人が亡くなった時点において所有していた財産

土地、建物、株式や公社債などの有価証券、預貯金などのほか、金銭に見積もることができるすべての財産(日本国内外問わず)

3 被相続人から取得した相続時精算課税適用財産

被相続人から生前贈与を受け、贈与税申告の際に、相続時精算課税を適用していた場合の財産
※ 現行の暦年課税の基礎控除とは別に、年間110万円の基礎控除が創設されました。2024年1月1日以後に受けた贈与については、基礎控除額を控除した残額を相続財産に加算します。

2 死亡退職金や生命保険金(みなし相続財産)

死亡退職金、被相続人が保険料を負担していた生命保険契約の死亡保険金
※ 相続人が受取る場合は、一定の金額まで非課税扱いとなります。

4 被相続人から相続開始前3年以内^(※)に取得した暦年課税適用財産

被相続人が亡くなる前3年以内に被相続人から贈与を受けた財産
(※) 2027年1月1日から段階的に毎年1年ずつ延長され、2031年1月1日以降は7年以内の贈与財産が対象となります。延長された4年間に贈与により取得した財産は、総額100万円まで加算されません。

※ 上記は、相続税に関する概要です(2025年4月時点)。詳しくは、税務署や税理士など専門家にご確認ください。

●相続税早見表

配偶者あり (法定相続人が配偶者と子どもの場合)

単位:万円(万円未満四捨五入)

課税価格(基礎控除前)	配偶者と子ども1人	配偶者と子ども2人	配偶者と子ども3人
3,600万円以下	0	0	0
5,000万円	40	10	0
8,000万円	235	175	137
1億円	385	315	263
1億5,000万円	920	748	665
2億円	1,670	1,350	1,218
2億5,000万円	2,460	1,985	1,800
3億円	3,460	2,860	2,540
3億5,000万円	4,460	3,735	3,290
4億円	5,460	4,610	4,155
4億5,000万円	6,480	5,493	5,030
5億円	7,605	6,555	5,963
8億円	14,750	13,120	12,135
10億円	19,750	17,810	16,635

配偶者なし (法定相続人が子どものみの場合)

単位:万円(万円未満四捨五入)

課税価格(基礎控除前)	子ども1人	子ども2人	子ども3人
3,600万円以下	0	0	0
5,000万円	160	80	20
8,000万円	680	470	330
1億円	1,220	770	630
1億5,000万円	2,860	1,840	1,440
2億円	4,860	3,340	2,460
2億5,000万円	6,930	4,920	3,960
3億円	9,180	6,920	5,460
3億5,000万円	11,500	8,920	6,980
4億円	14,000	10,920	8,980
4億5,000万円	16,500	12,960	10,980
5億円	19,000	15,210	12,980
8億円	34,820	29,500	25,740
10億円	45,820	39,500	35,000

※ 上表は、2024年2月5日現在の税制に基づき計算しています。

※ 相続人が法定相続分により相続したものと計算、なお、配偶者の税額軽減の適用は、配偶者が法定相続分を相続したものと計算しています。

※ 税額控除は、配偶者の税額軽減以外はないものとして計算しています。